

2025年度千葉県大会帯同審判員の資格確認等について

千葉県サッカー協会第4種委員会
審判部長 杉本 林太郎

- 1 審判証は【電子登録証】が運用されています。審判証が提示でき、資格が確認できれば審判をすることができます。また、電子登録証を印刷したものを審判証として提示することも可能です。審判証は、2025年度のものであり、「写真」が貼付されているものが有効となります。写真の無い方については、運転免許証等での確認してください。
- 2 2017年度から「帯同審判員の審判割当限定のきまり」が正式に運用されています。審判員から提示された「レフェリーズダイアリー」（レフェリーズノート）の講習会受講記録の欄で、2018年度以降に実技更新講習会を受講しているかを確認してください（※1）。受講印がない場合には、3の対応にて帯同が認められます。
- 3 その年度内または前年度に取得（新規登録）した方については、原則、帯同審判員となることはできませんが、下記の方法で手続きをすることで認められます。また、実技更新講習会を受講していない審判員についても同様です。

【帯同審判認定審査】

千葉県審判部長の指名する認定審査担当審判部員の認定審査を受け、合格する。

合格後は、レフェリーズダイアリーまたは、レフェリーズノートの受講印欄に認定審査担当審判部員の印またはサインを要する。（※2）

- 4 1級・2級・3級審判員については、審判証の提示だけで割当を受けることができます。
- 5 他都道府県で3級の審判資格を有する方については、「第二審判登録」を済ませてあれば、審判証の提示だけで割当を受けることができます。
- 6 「千葉県各ブロック審判部員における認定審査」は随時行っていますので、詳しくは千葉県各ブロックの認定審査担当審判部員にお問合せください。

※1 2019年度以降、実技更新講習会が開催されていないため、2018年度以降の実技更新講習会受講を帯同審判認定資格の基準としています。

※2 認定は合計2試合（原則5年生以上かつ30分以上の試合について、主審、副審それぞれ1試合）以上の実技を以て判断されます。